

第35回 市民まちづくり会議

程久保五丁目まちづくり重点地区の
指定について(諮問第4号関係)

1. 本日の目的

市は、重点的、総合的にまちづくりを進める地区として、まちづくり重点地区を指定することができます。

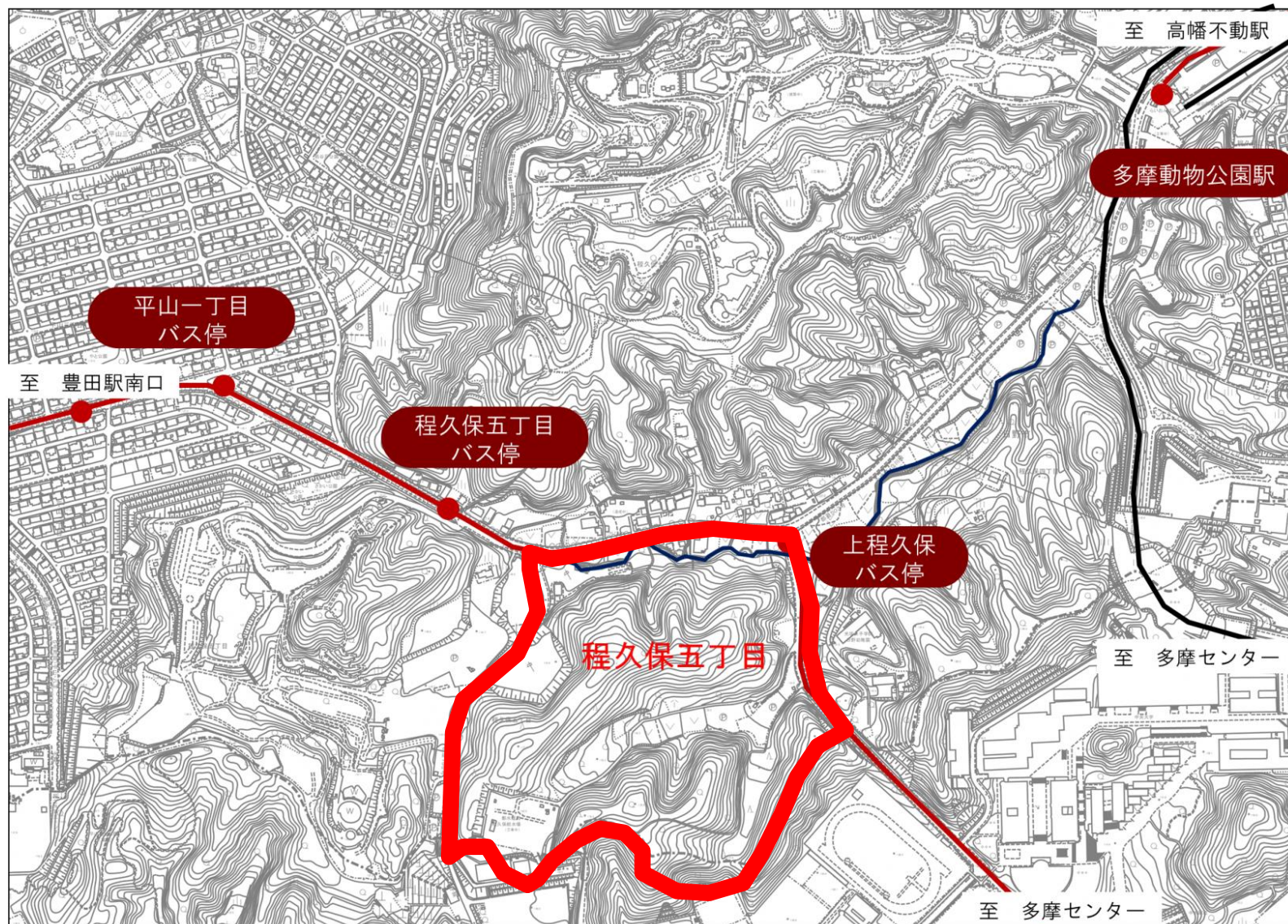
程久保五丁目地区については、樹林地の保全と公共公益施設の整備をきっかけとして、まちづくりを重点的に実施するため、まちづくり重点地区を指定することを予定しています。

まちづくり条例では、このまちづくり重点地区の指定にあたり、地区住民等（住民・土地所有者など）の意見を反映させるため、説明会を開催するなどしたうえで、有識者や市民委員で構成される市民まちづくり会議の意見を聴くこととされています。

この諮問では、まちづくり重点地区の指定について、計画案の通り指定することについて審議していただきます。

2. 現状の確認

- 重点地区の指定区域について
区域は、程久保五丁目（約16ヘクタール）とします。



2. 現状の確認

■ 関係する市の計画

日野市まちづくりマスタープラン（2019年4月に改訂） 地域別構想 日野第三中学校地域 まちづくり方針図より

日野第三中学校地域 まちづくり方針図

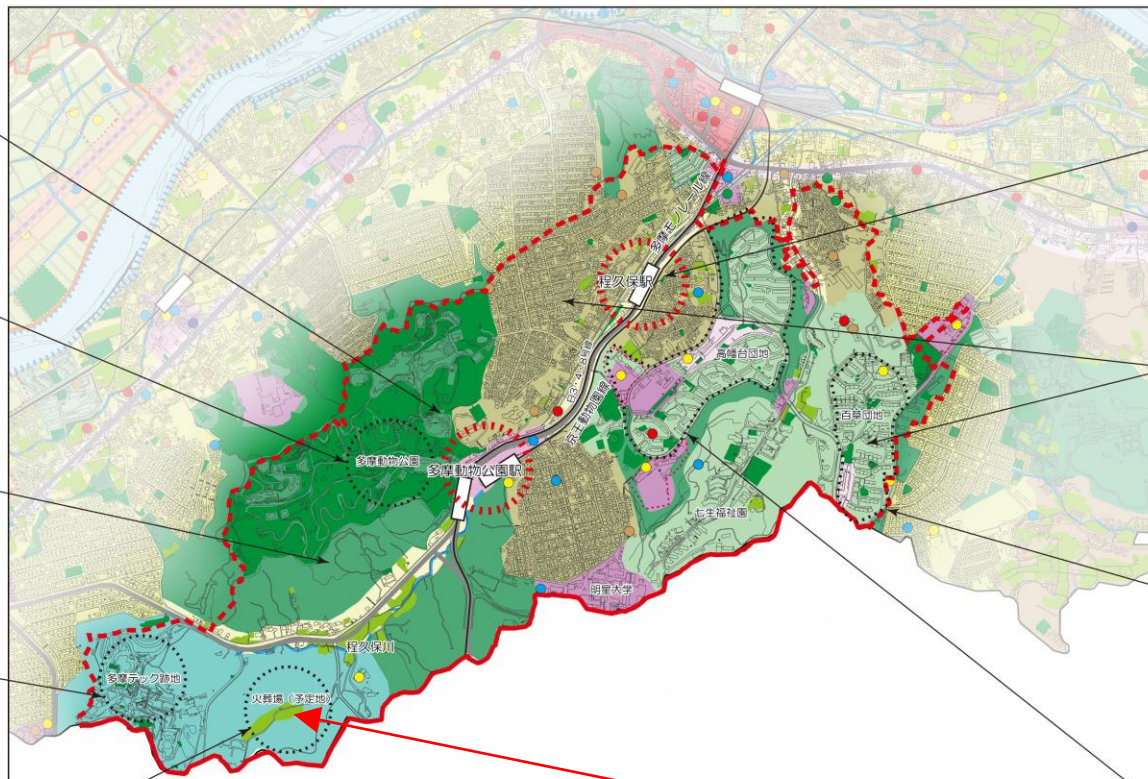
駅周辺は多摩動物公園や多摩丘陵を訪れる人との交流機能と地域住民の生活サービス機能を充実

多摩動物公園や京王レールランド等のレクリエーション施設が一体となった観光と交流の拠点の創出

見晴らしの良い多摩丘陵の公園や森林の豊かな緑を多摩動物公園と連携し保全
（水と緑の地域資源を結ぶ散策コースの充実）

緑の保全を目的とした公共公益施設の立地を誘導
予め今後の土地利用について対話を要する地域

検討中の火葬場など公共公益施設の整備と併せた地域づくり
程久保まちづくり重点地区（案）の指定



駅と周辺住宅地を結ぶ地域の核となる駅前空間の実現
高幡台団地との連携・周辺住宅地への生活サービス機能の充実

生活サービスが不足する丘陵部住宅地では高齢者が住み続けられるよう生活支援機能や移動環境を充実

百草団地地区地区まちづくり（案）の検討

高幡台団地地区地区まちづくりの推進
（公共施設の再編や交流の場の創出）

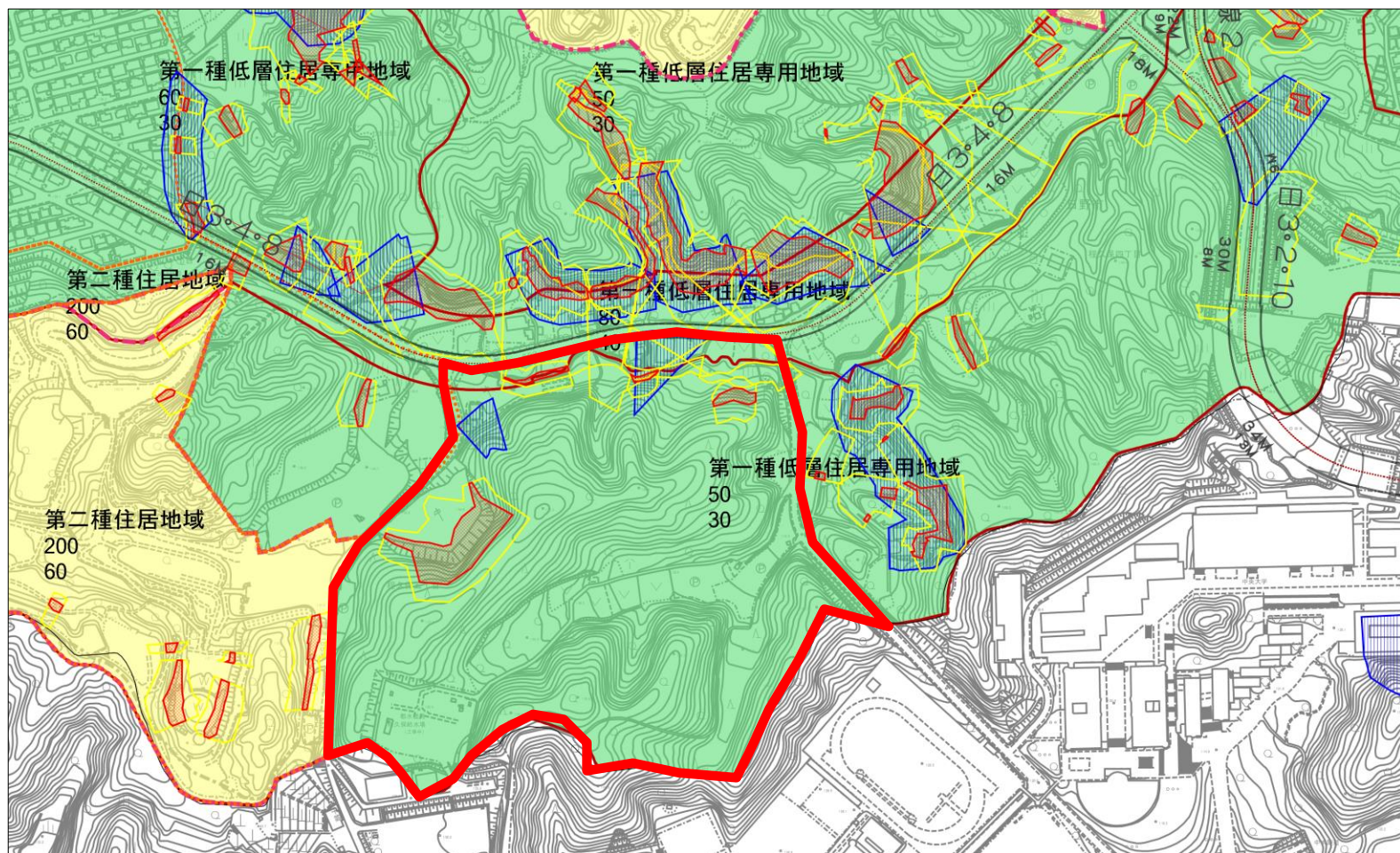


0 500

検討中の火葬場など公共公益施設の整備と併せた地域づくり
程久保まちづくり重点地区（案）の指定

2. 現状の確認

- 土砂災害警戒区域（土石流・急傾斜）、急傾斜地崩壊危険箇所
土石流と急傾斜の指定状況を重ね合わせると下図のとおりです。



土砂災害特別警戒区域（土石流・急傾斜）

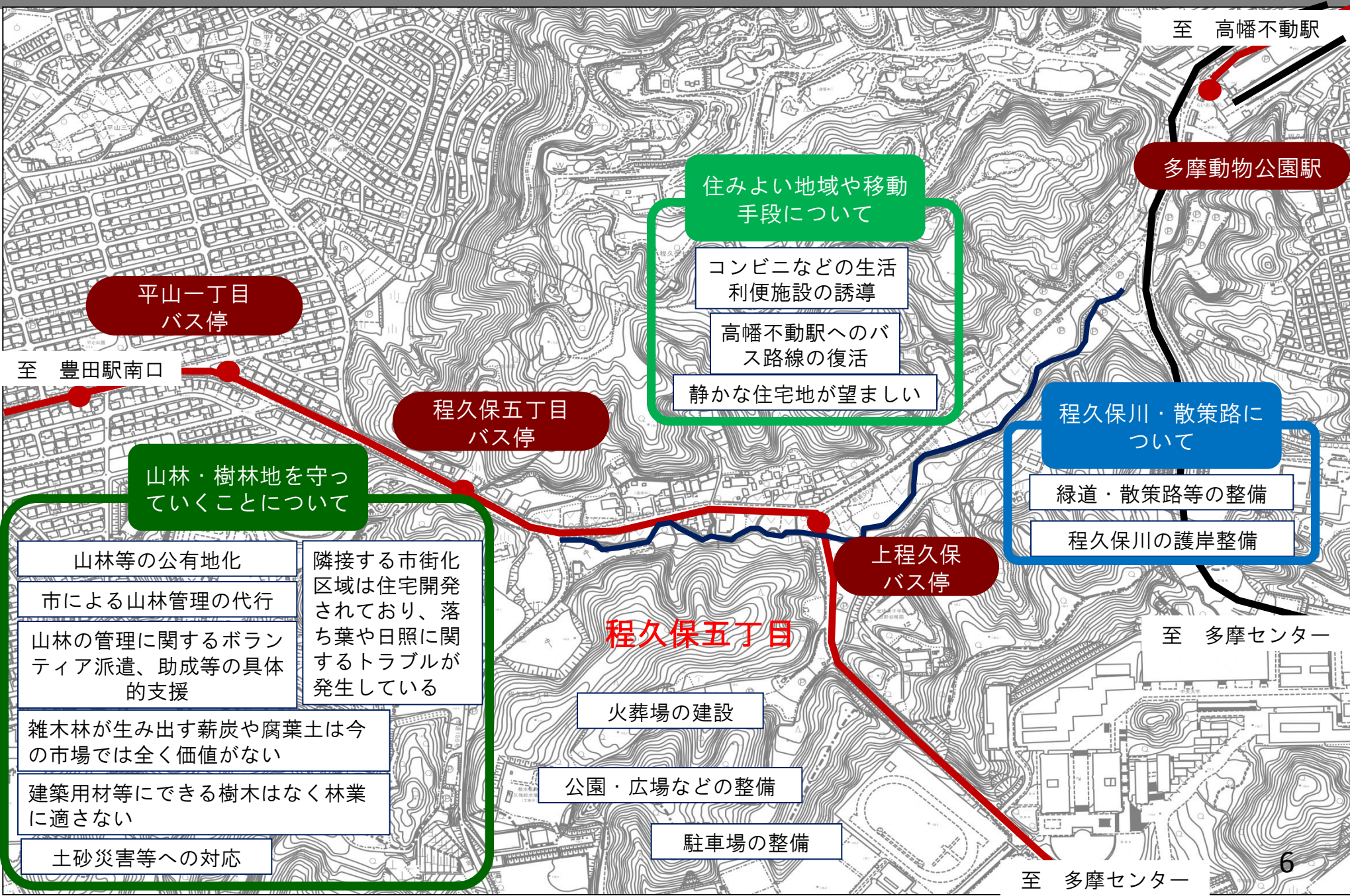


急傾斜地崩壊危険箇所

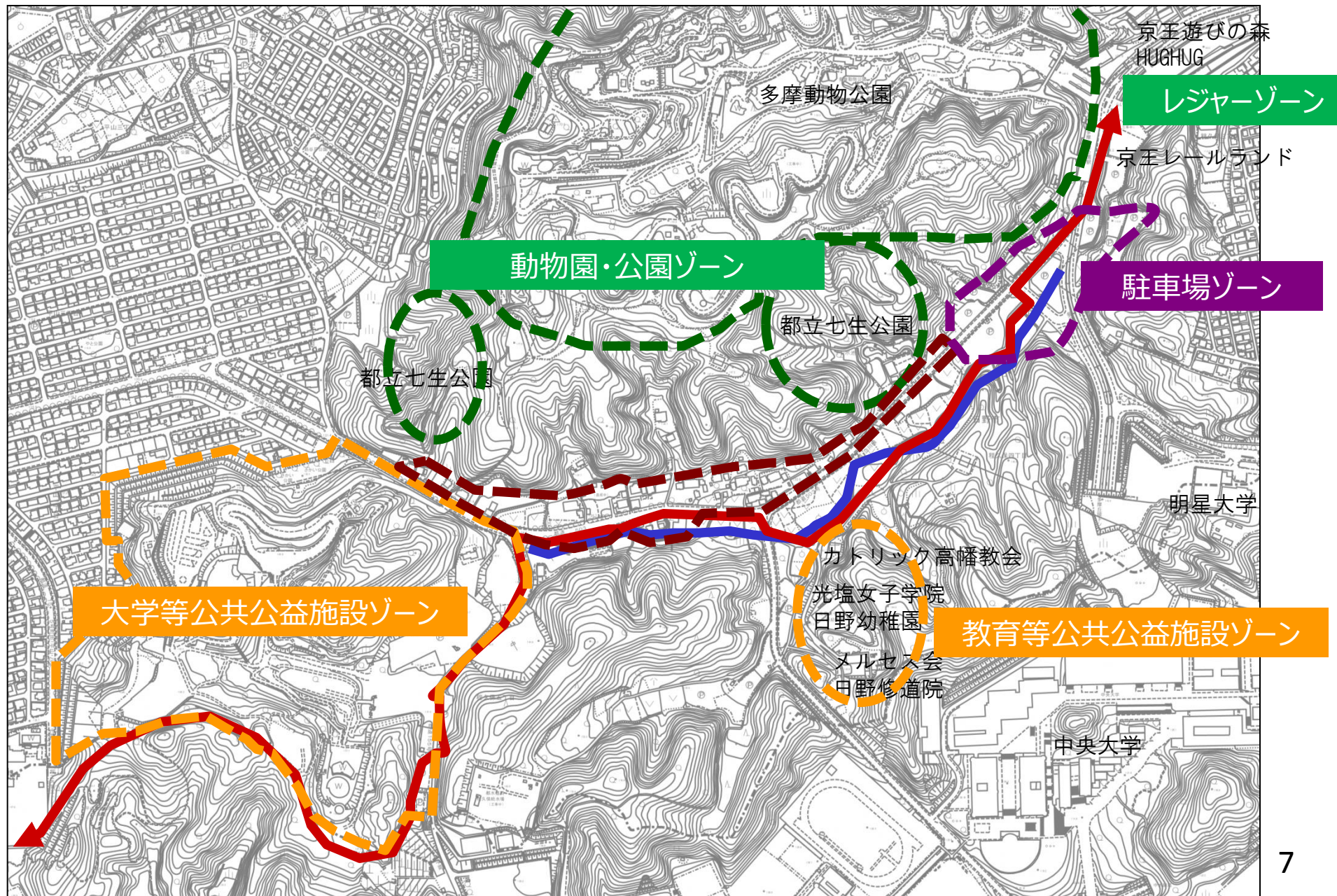


土砂災害警戒区域（土石流・急傾斜）

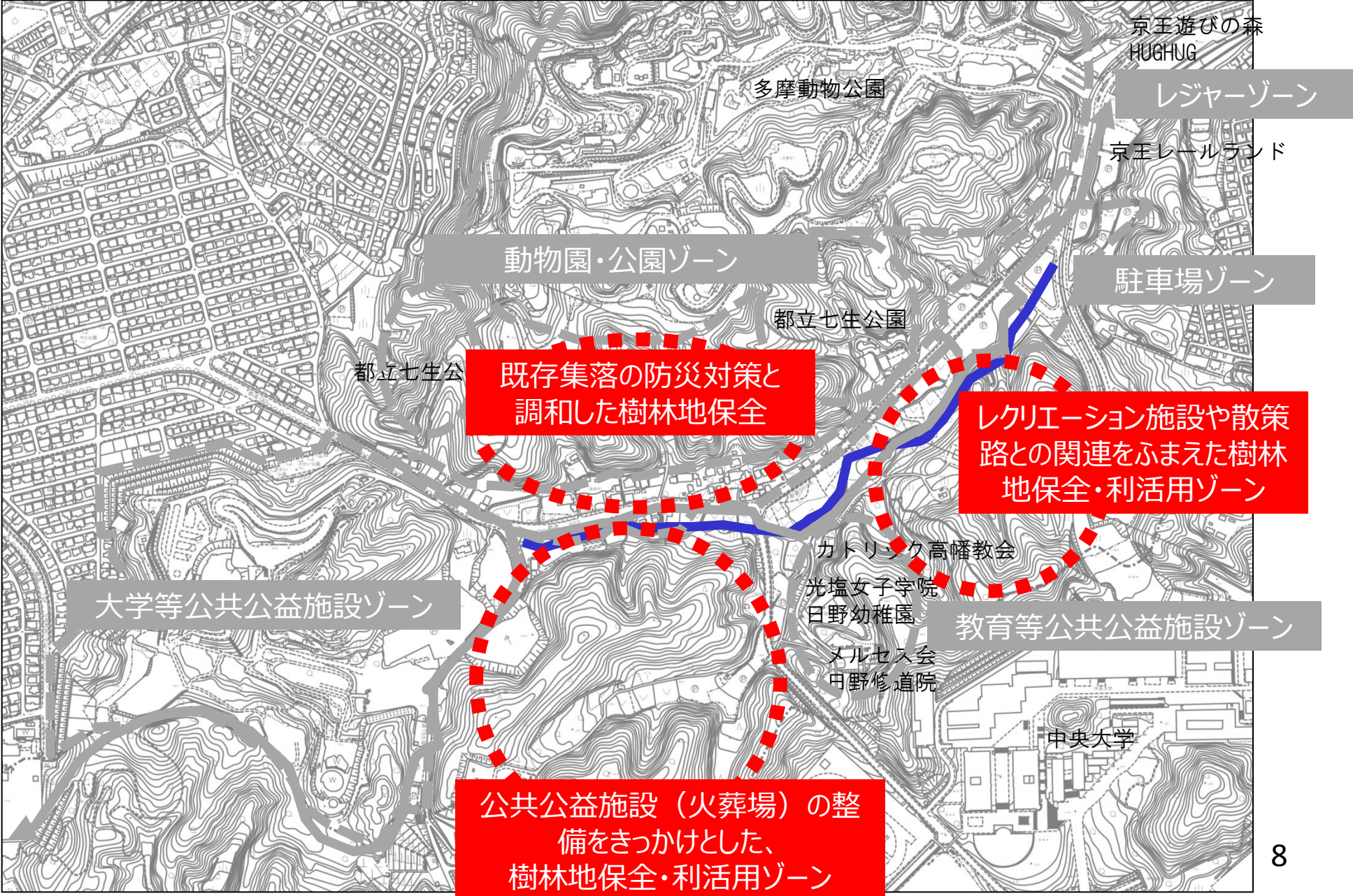
3. これまでいただいた地域の皆様からの主なご意見



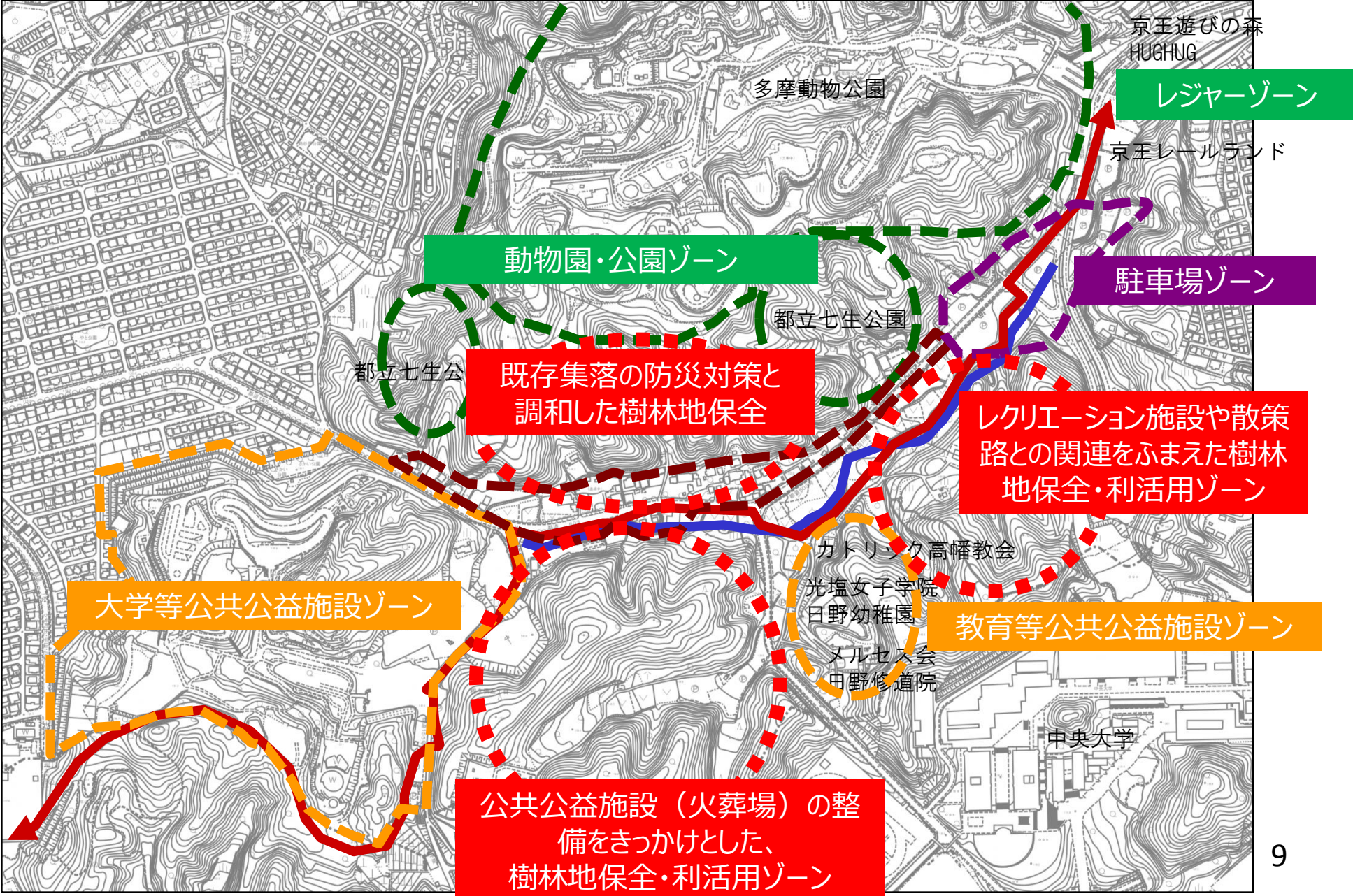
4. 程久保地区の土地利用状況・施設配置（現在）



4. 程久保地区の土地利用状況をふまえた今後の土地利用方針（案）



4. 程久保地区の土地利用状況をふまえた今後の土地利用方針（案）



4. 土地利用の状況や関連事業をふまえた、程久保地区の樹林地保全・利活用の段階的なまちづくり（方針案）

市街化調整区域は、日野市や多摩地域のみにならず都内全域にわたっての広域的な見地から、宅地化を抑制し、一段の緑・河川・樹林地を保全することにより、都市住民の憩いの場となり、うるおいのある都市生活を営む上での様々な効用が発揮されることを期待されています。

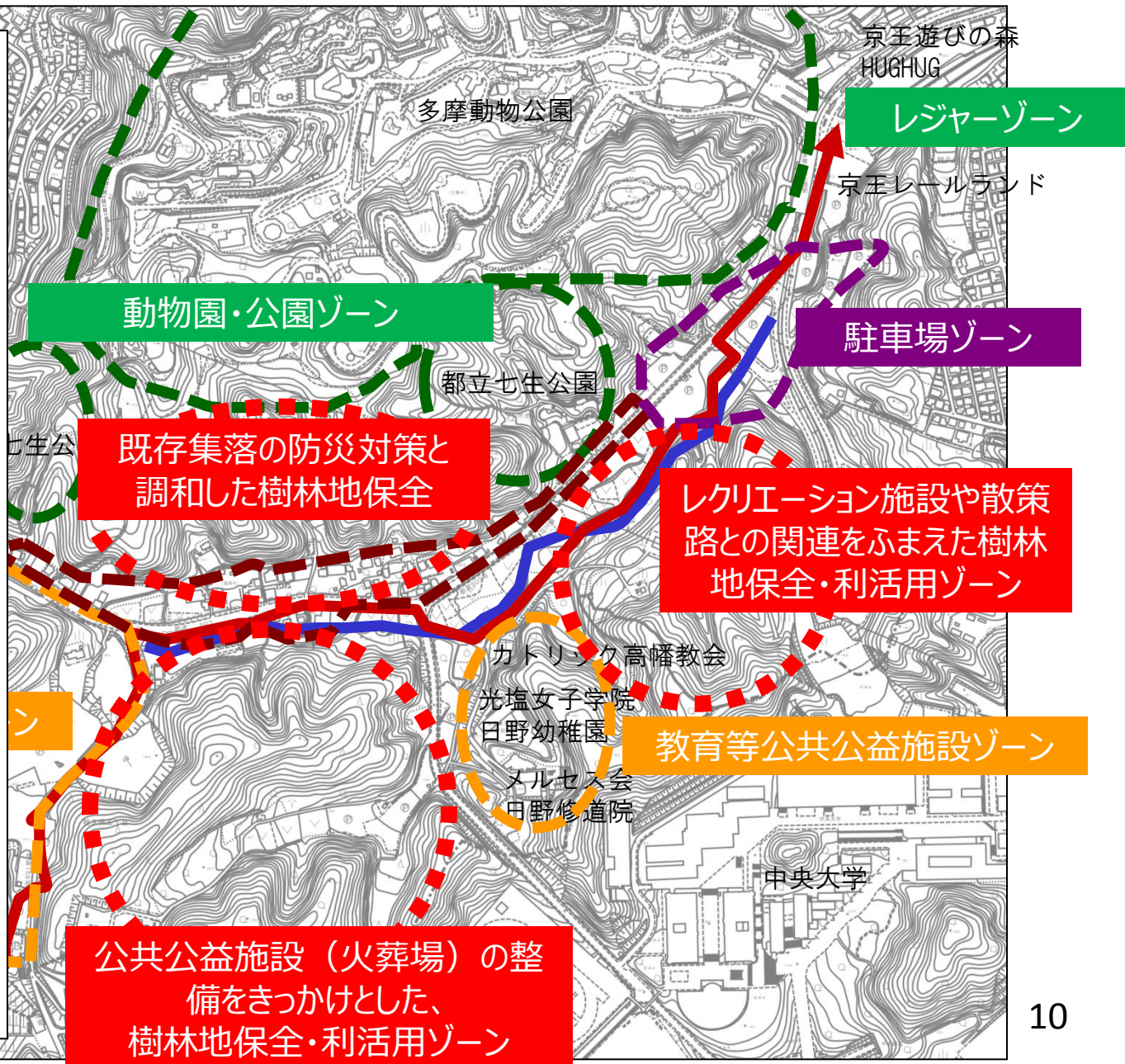
そこで、これまで地域の方々が自らの暮らしとともに守り抜いてきた樹林地を、より良く次の世代に承継するとともに、教育やレクリエーションに活かし、地域の誇りある稔り溢れる財産として共に築き上げるため、程久保地区のまちづくりを段階的に進めることとします。

第一段階：公共公益施設（火葬場）の整備をきっかけとして、樹林地保全・利活用を推進。

第二段階：土砂災害特別警戒区域の指定をふまえ、長きにわたり営まれてきた既存集落の防災対策に考慮した樹林地保全の在り方の検討

第三段階：レクリエーション施設や散策路との関連をふまえた樹林地保全・利活用施策の検討

随時段階：大学・教育機関等の公共公益施設や既存開発地について、緑地保全や周辺まちづくり資源に配慮した土地利用の推進



5. 日野市新市営火葬場基本構想の概要（設置案の概要）



日野市営火葬場

土地の概要	
・住所	日野市程久保5丁目
・都市計画区域	都市計画区域内
・用途地域	第一種低層住居専用地域（変更を予定）
・防火地区	指定なし
・高度地区	第一種（建築物の高さの限度 10m）
・建ぺい率	30%
・容積率	50%
・市街化調整区域であるため開発が進まず、樹林地が広がる地域	

至 多摩動物公園駅



進入路及び駐車場候補地

新市営火葬場 候補地

中央大学

施設規模(想定)	
・建物面積(平屋建て)	約2,500㎡
・敷地面積(火葬場及び駐車場等)	約20,000㎡

5. 日野市新市営火葬場基本構想の概要（火葬の現状）

日野市の火葬件数の推移

	H24年度 (2012年度)	H25年度 (2013年度)	H26 年度 (2014年度)	H27年度 (2015年度)	H28年度 (2016年度)	H29年度 (2017年度)	H30年度 (2018年度)
市営火葬場	886	922	840	827	796	836	861
南多摩斎場 (※)	428	429	487	555	591	698	720
合計	1,314	1,351	1,327	1,382	1,387	1,534	1,581

※南多摩斎場は日野市民のみの件数



- ▶ 日野市営火葬場
 - ・火葬炉 3基
 - ・火葬受入枠(一日) 5件
 - ・日野市民は無料で使用可能
- ▶ 南多摩斎場
 - ・火葬炉 12基
 - ・火葬受入枠(一日) 27件
 - ・日野市民は無料で使用可能
 - ・組合構成市(町田市、八王子市、多摩市、稲城市、日野市)

5. 日野市新市営火葬場基本構想の概要（火葬の現状）

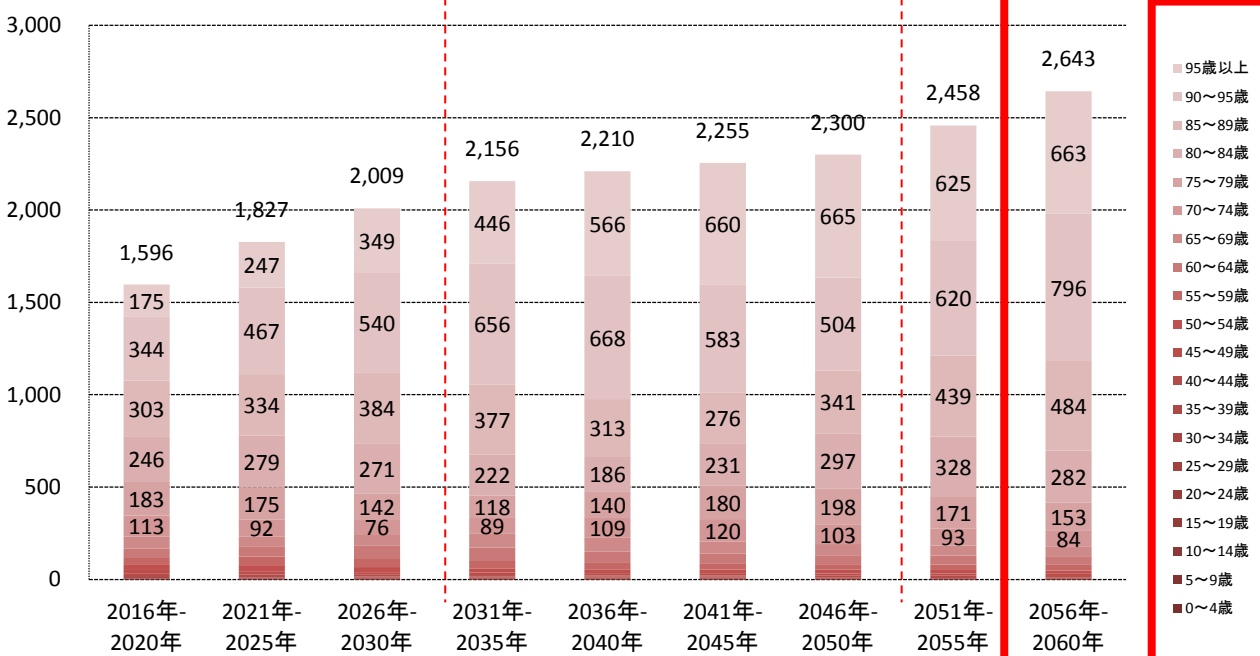
現在の火葬場の主な問題点

- ①施設の老朽化
- ②火葬ニーズの増加

①現在の市営火葬場 概歴

年	内容
1922年（大正11年）	日野町火葬場設置許可（多摩平）
1965年（昭和40年）	火葬場の建て替え（多摩平） ※その後、複数回にわたり改修、増築を実施

②日野市の死亡者数の推計（5年間の平均値）



※日野市人口ビジョンの推計値及び人口問題研究所の生存率をもとに計算

火葬件数の想定

・ピーク（2056－2060年）における
一日当たりの最大火葬件数 12.2件
（1月平均）

※現市営火葬場
一日当たりの最大対応件数 5件

5. 日野市新市営火葬場基本構想の概要（火葬の現状）

機能における主な特徴

- ・炉数 5～6基（死亡者数から必要数を推計）
- ・ホール（通夜、告別式用）は設置しない。
※多目的室を設置し、小規模（周辺住民を想定）な式には対応を検討
- ・炉前ホールを設置し、直葬には対応予定
- ・周辺住民のコミュニティ活性化のための多目的室を設置

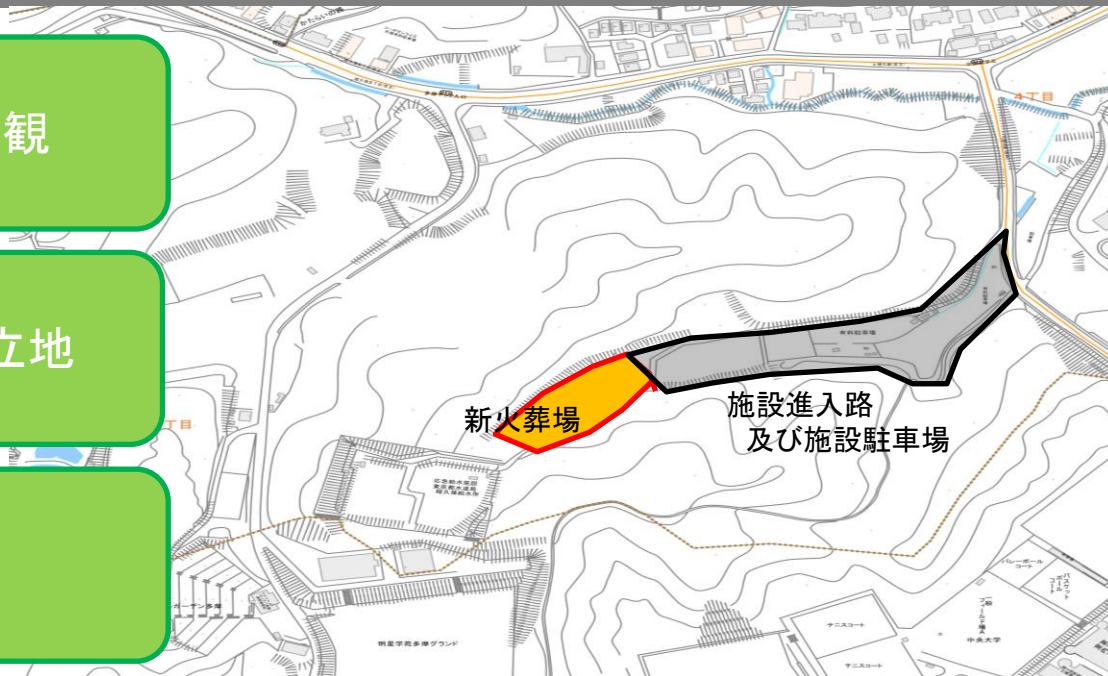
名称		新火葬場	
火葬施設	車寄せ	○	
	エントランスホール	○	1カ所
	告別室（告別ホール）	○	告別・見送り・収骨を一体化 火葬炉1基で構成
	炉前ホール		
	収骨室		
	事務室	○	1室
	火葬炉監視室	○	1室
	台車置場	○	1カ所
	残灰室	○	1室
	霊安室	○	1室
	火葬炉設備	火葬炉	○ 5～6基
		汚物炉	×
		動物炉	×
		集じん装置	○ バグフィルター
待合施設	待合室	○	洋室5-6室（炉数に合わせて設置）
	待合ロビー	○	待合室の構成に合わせて適宜配置
	売店	×	利用が少ないと思われ自販機対応
	自動販売機	○	1カ所程度
	湯沸室	○	待合室内
	授乳室	○	1カ所
	キッズコーナー	○	1カ所
	便所（多目的便所）	○	待合室の構成に合わせて適宜配置
	喫煙所	○	待合室の構成に合わせて適宜配置
	業者控室	○	1室
	更衣室	○	1室
	多目的室（葬儀利用可）	○	1室
駐車場	乗用車	○	50-60台（職員、業者用含む）
	身障者用	○	1台
	マイクロバス	○	5-6台

5. 日野市新市営火葬場基本構想の概要（地域とともにあゆむ公共施設を目指して）

恵まれた自然環境に溶け込む施設・外観

樹木・地形等により周辺から見えづらい立地

地域のコミュニティの核としての機能
（集会施設など）



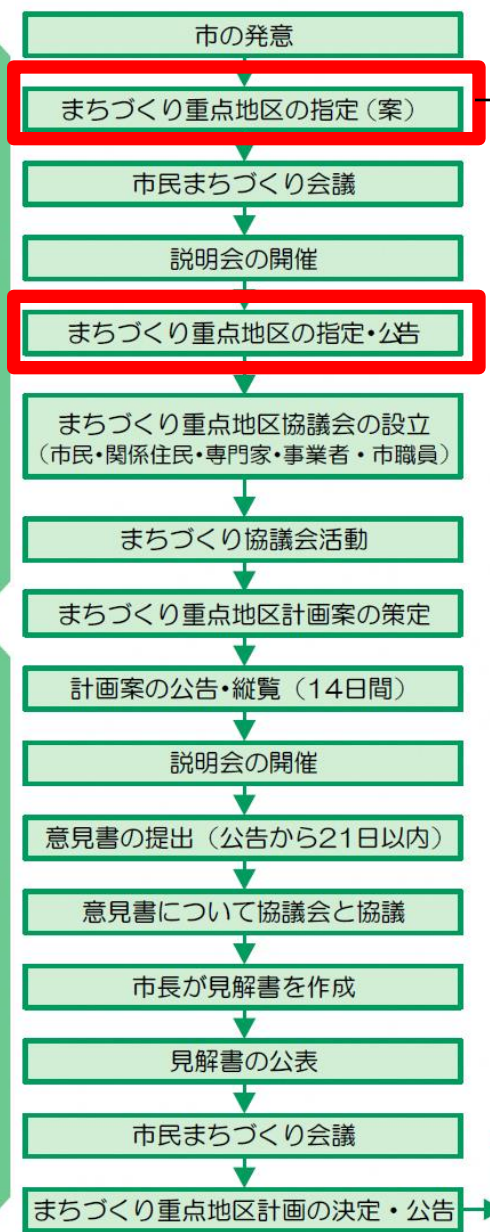
（参考）厚木市斎場



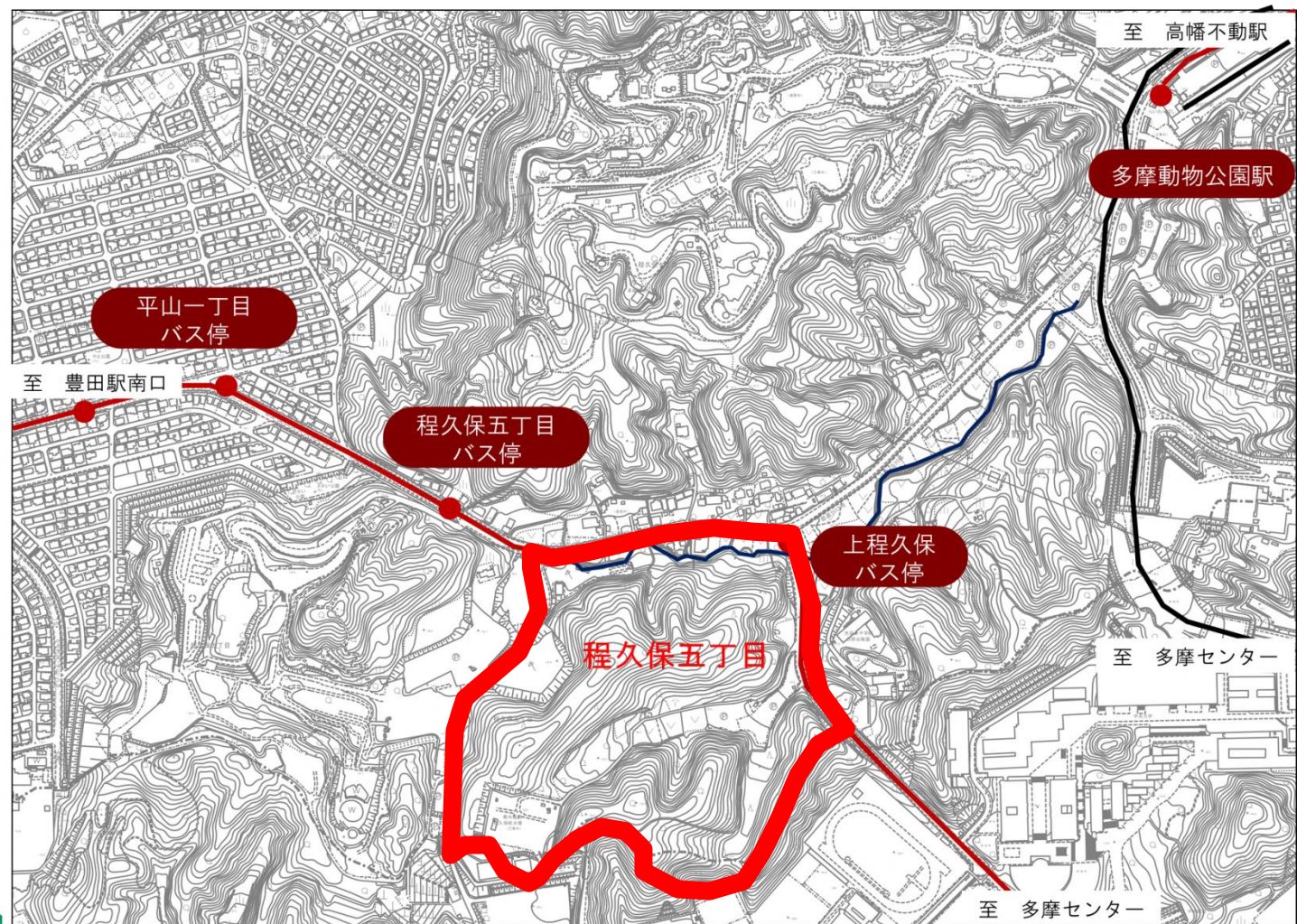
6. 程久保五丁目重点まちづくり計画の策定に向けて

計画プロセス

決定プロセス



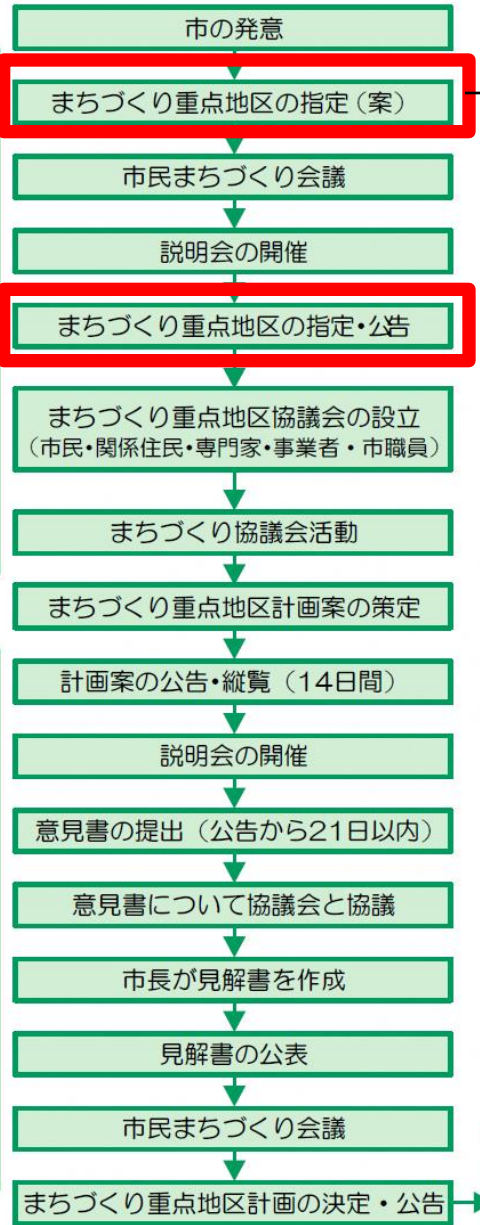
■重点地区の指定区域について
区域は、程久保五丁目（約16ヘクタール）とします。



計画周知

6. 程久保五丁目重点まちづくり計画の策定に向けて（指定要件の確認）

計画プロセス
決定プロセス



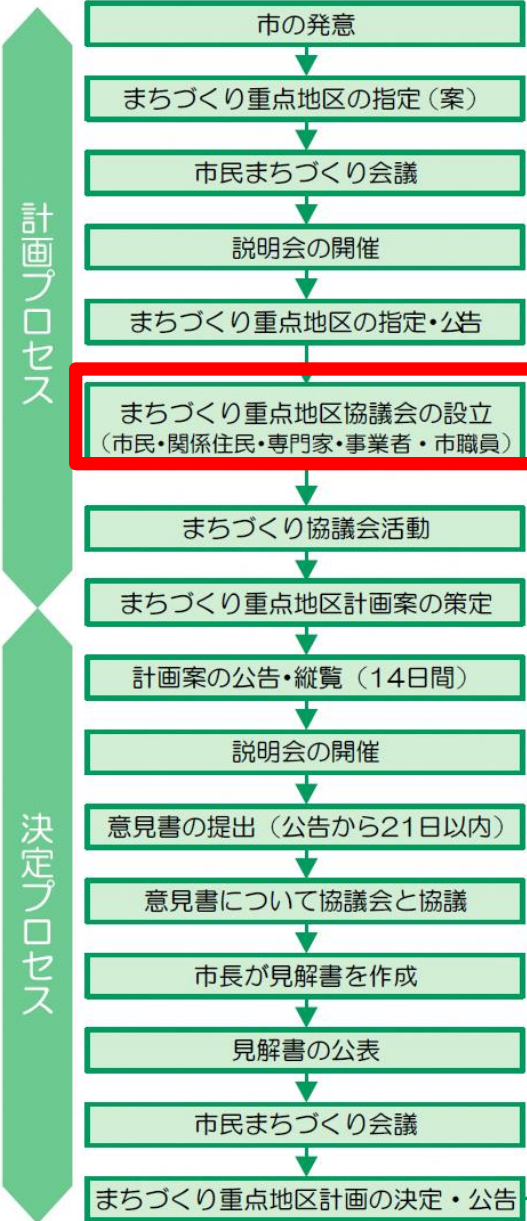
■重点地区の指定要件の確認

日野市まちづくり条例第38条第1項に定める重点地区指定対象		備考
まちづくりに関する施策等において重点的な整備、開発及び保全が必要とされている地区(第1号)	該当	市街化調整区域内の丘陵樹林地の実効的な保全策を講じるとともに、適切な維持・管理・活用を関係主体で適切に役割分担し実施すること、および、市民生活に必要なとなる根幹的施設の立地を適切に誘導することなど、特に重点的な対応が必要となるまちづくりに関する施策と認められる。
法に基づく都市計画事業の施行地区及びその周辺地区(第2号)	—	
公共施設又は公益施設の整備に併せて総合的なまちづくりが必要な地区(第3号)	該当	市街化区域と市街化調整区域での機能分担を明確化した上で、火葬場の立地に伴い必要となる都市機能を適切に配置するとともに、地域住民や関係者が公共公益施設や樹林地保全に主体的に関われるよう総合的なまちづくりが必要と認められる。
周辺地域に大きな影響を及ぼすことが予想される第84条第1項に規定する大規模開発事業の予定地及びその周辺地区(第4号)	—	
前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた地区(第5号)	—	

計画周知

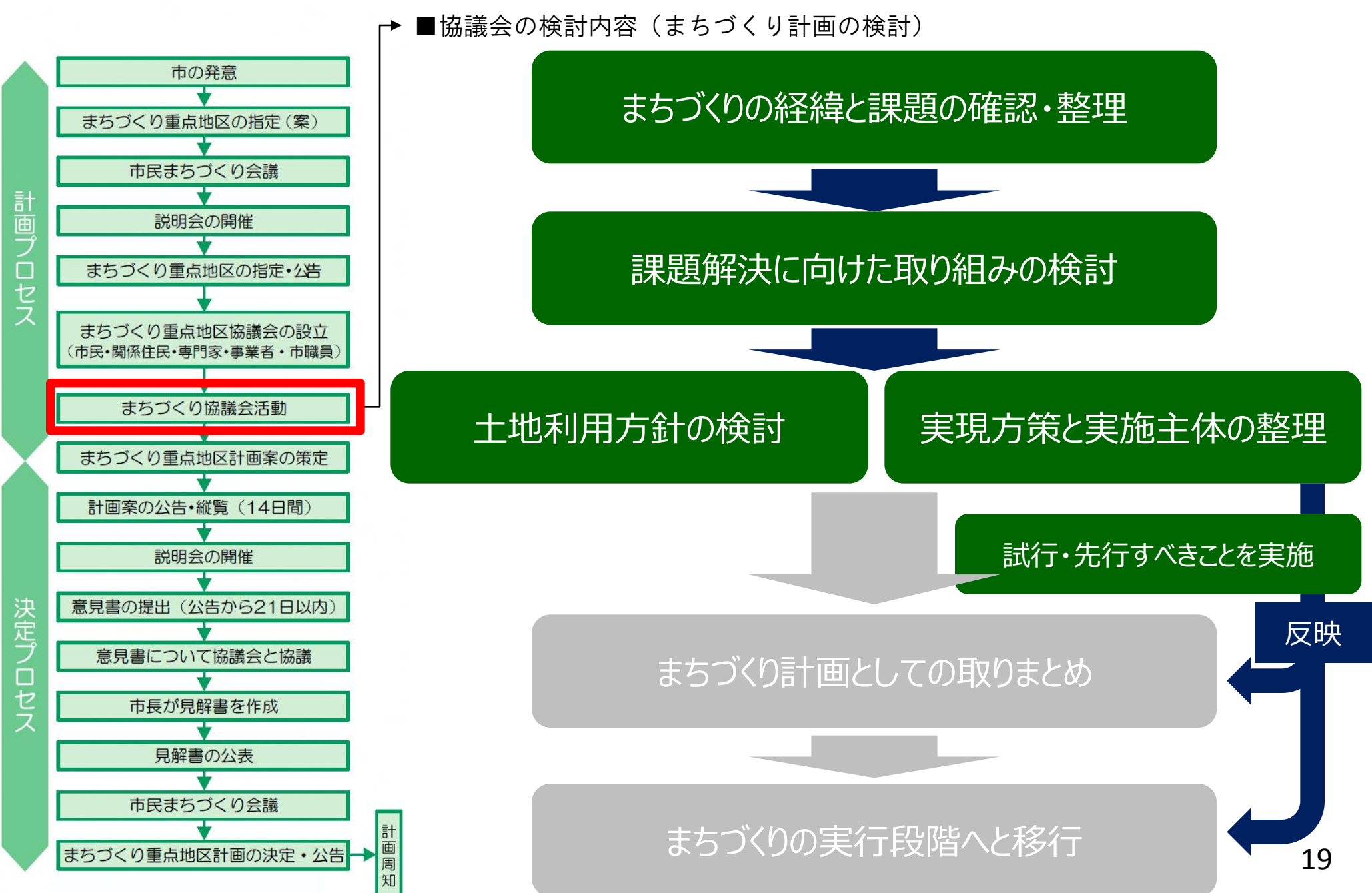
6. 程久保五丁目重点まちづくり計画の策定に向けて（協議会の構成案）

■程久保五丁目重点地区まちづくり協議会の構成（案）



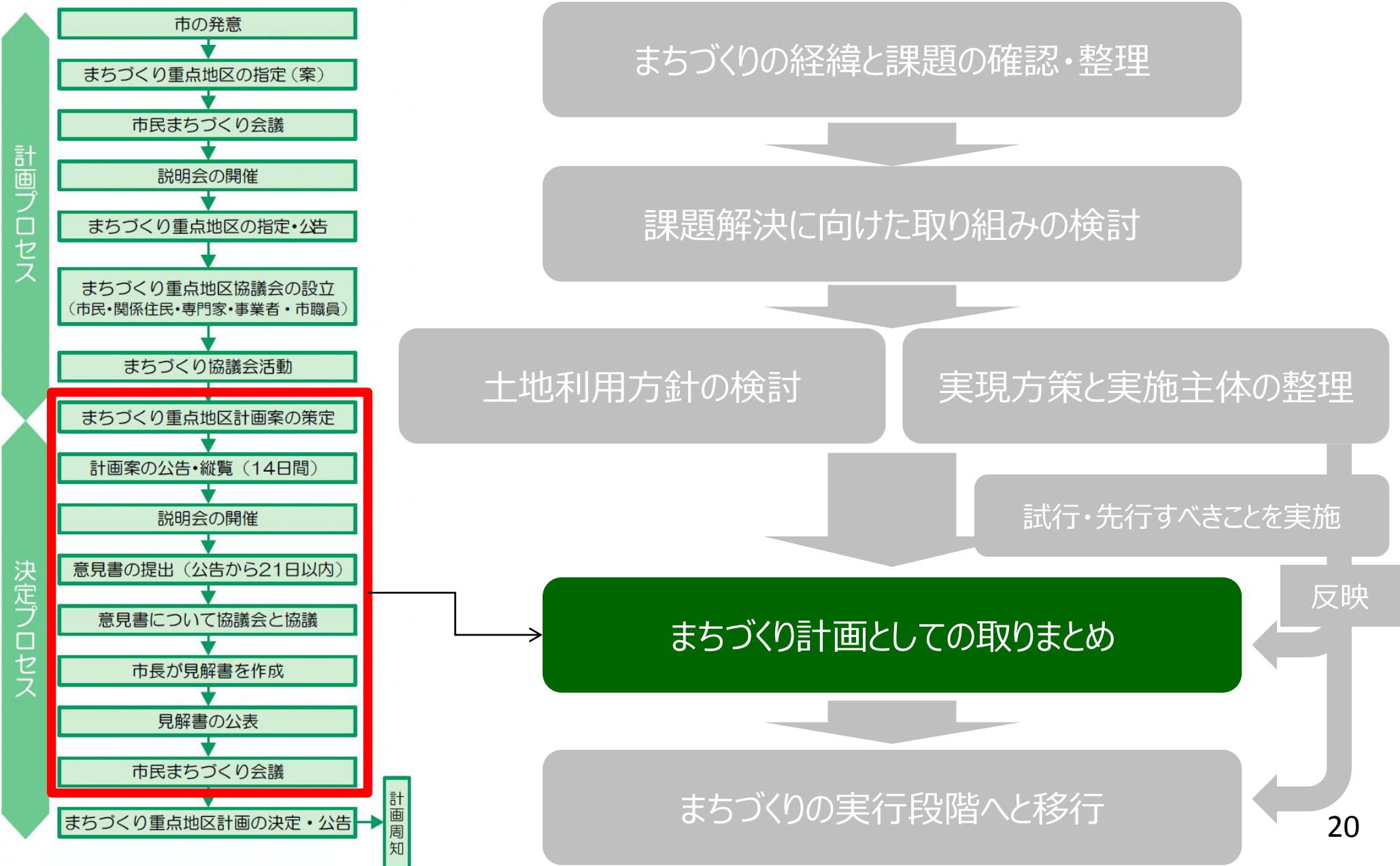
日野市まちづくり条例 第40条第1項(施行規則 第33条第1項)に定める 協議会の構成員	中分類	具体的な役職名等
地区住民等	住所を有する者	
	事業を営む者	
	土地・建物を所有する者	
	地上権・賃借権を有する者	
市民等 (規則第1号)	自治会	程久保第一自治会 代表
	公募市民	公募市民3名(7/1広報で募集)
識見を有する者 (規則第2号)	大学教授等	首都大学東京 助教
	交通事業者	京王バス 南観光交通
	里山樹林地維持管理	木材業
	知見を有する事業者	中央大学 光塩幼稚園・修道院・高幡教会 東京多摩葬祭業協同組合
	関係行政機関	東京都南多摩西部建設事務所
重点地区内において 開発事業を行うもの (規則第3号)	—	—
市長が指名する市職員 (規則第4号)	環境共生部	環境共生部長、環境保全課長、緑と清流課長、
	まちづくり部	まちづくり部長、都市計画課長、道路課長、

6. 程久保五丁目重点まちづくり計画の策定に向けて（策定に向けた手順）



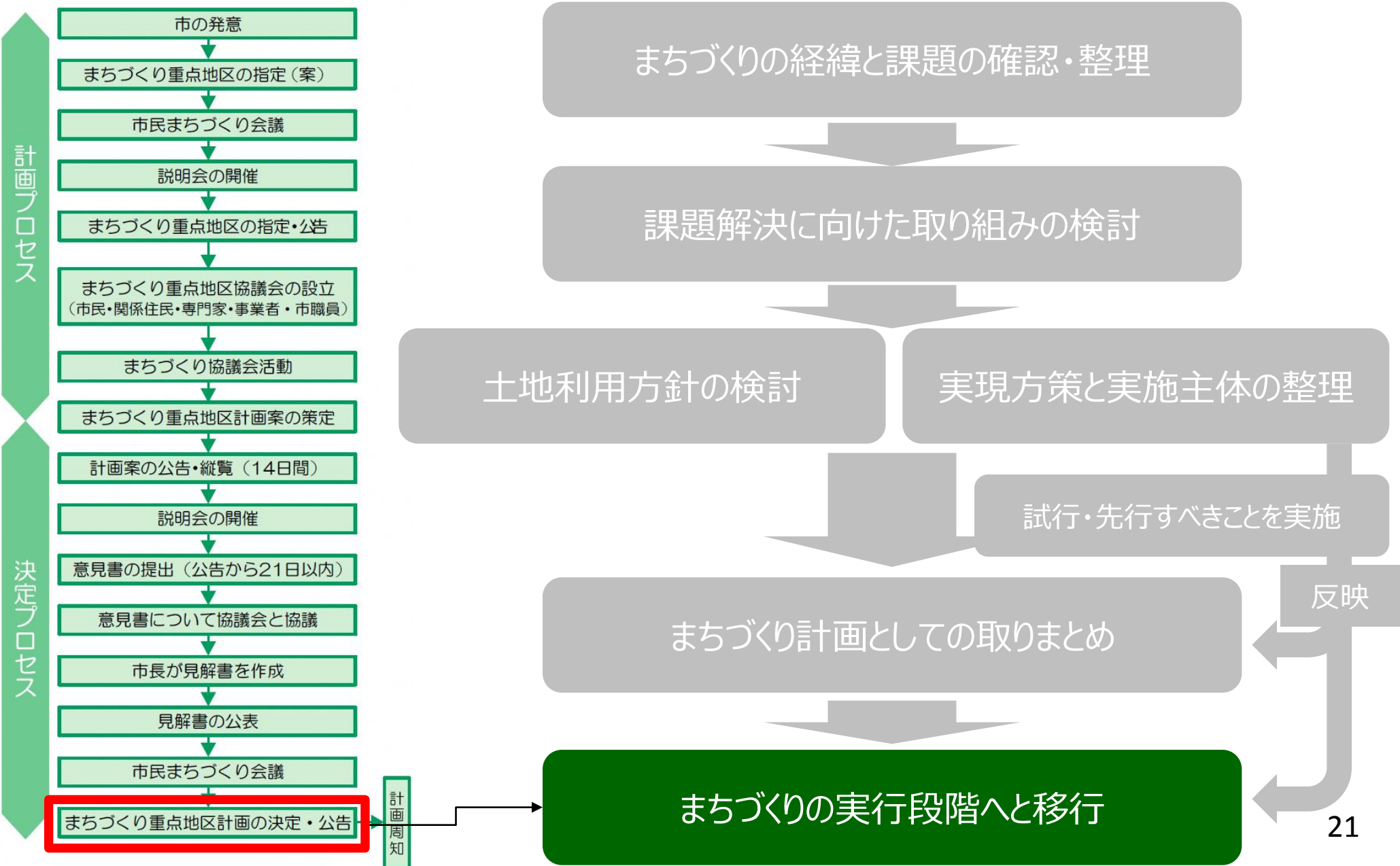
6. 程久保五丁目重点まちづくり計画の策定に向けて（策定に向けた手順）

■協議会の検討内容（まちづくり計画の決定）



6. 程久保五丁目重点まちづくり計画の策定に向けて（策定に向けた手順）

■まちづくり計画によるまちづくりの実行



7. 程久保五丁目重点まちづくり計画を受けたまちづくり施策の推進

■今後のスケジュール（予定）

平成30年度

まちづくり重点地区の指定に向けた検討の実施（実施済み）

令和元年度

まちづくり重点地区の指定

⇒ 重点まちづくり協議会にて、まちづくり計画の検討

6月30日

地区指定説明会（対象区域内の権利者・住民が対象）

7月 9日

市民まちづくり会議に地区指定について諮問

8月上旬

重点地区の指定

8月下旬～

協議会によるまちづくり検討の開始（2箇月に1回程度）

東京都と都市計画に関する事前協議を開始

令和2年度

重点まちづくり計画の決定

⇒ 都市計画決定の法定手続きの実施

第一四半期

重点まちづくり計画案の作成（パブコメ）

重点まちづくり計画の決定

第二四半期

都市計画法定手続きの開始

令和3年度

都市計画決定・変更 ⇒ 関連施策の実施